

平成29年度

学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー

〔分科会①〕

学生の消費者被害の防止と 消費者教育

日時:平成29年11月27日(月)13:40~14:25

会場:東京国際交流館「プラザ平成」

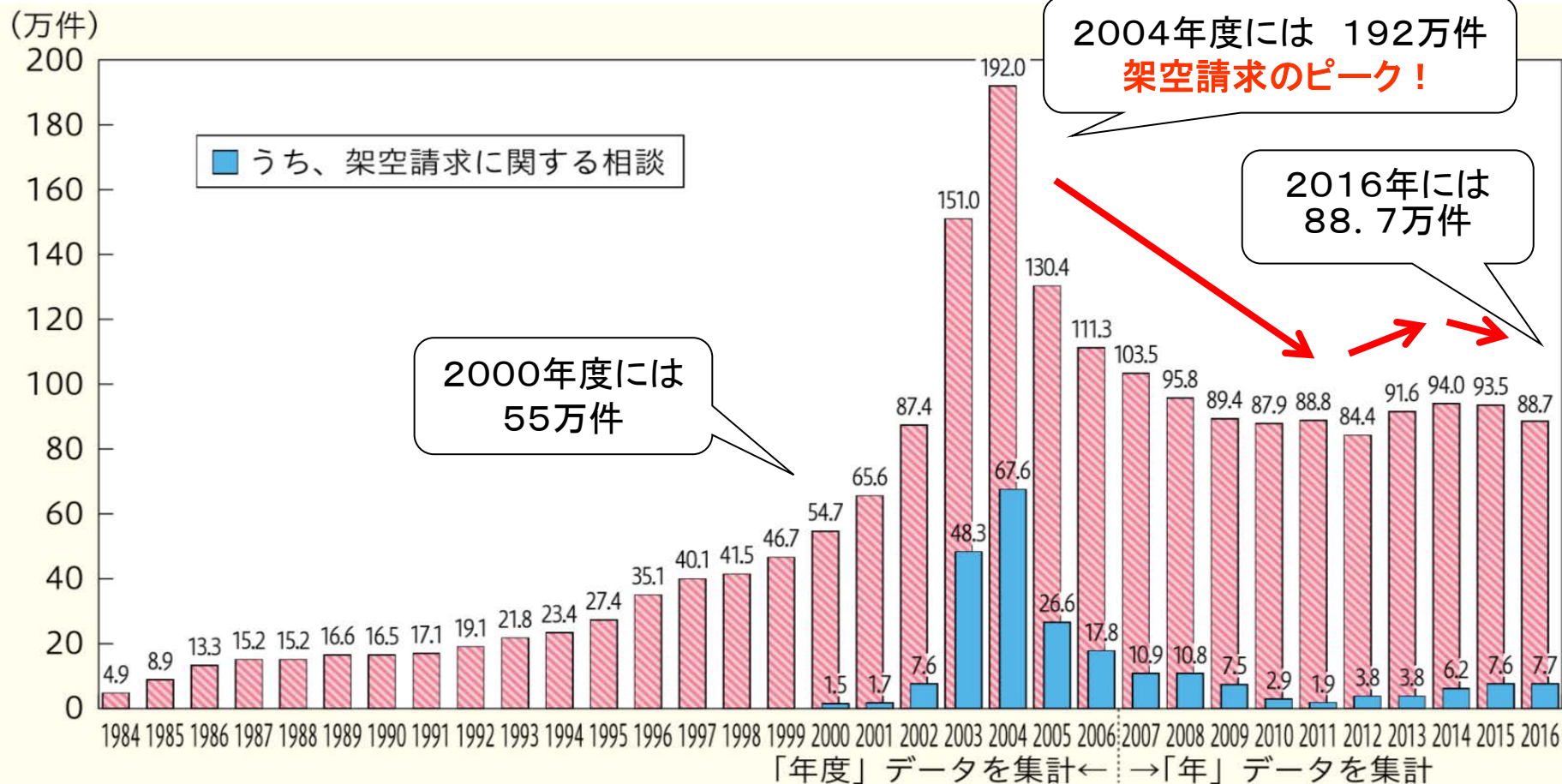
梶山女学園大学現代マネジメント学部 東 珠実

コンテンツ

- 1 消費生活相談の推移と現状
- 2 学生等、若者の消費生活相談
- 3 学生等、若者に多い消費者被害(事例)
- 4 学生等、若者の消費者被害への対応
- 5 学生等、若者への消費者教育の推進
- 6 大学等における消費者教育の実態
- 7 学生の消費者被害防止のための消費者教育

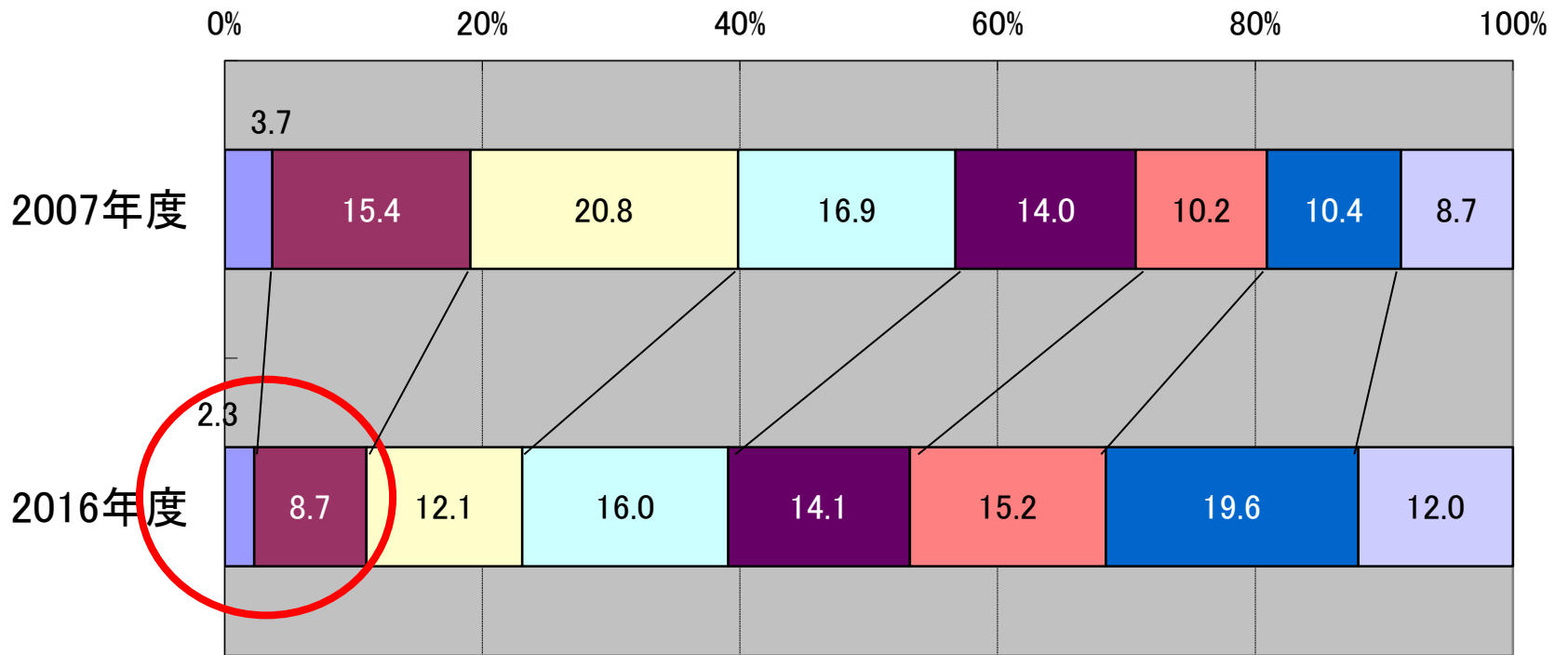
1 消費生活相談の推移と現状

◆消費生活相談の推移



- (備考)
1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2017年3月31日までの登録分)。
 2. 1984～2006年度は、国民生活センター「消費生活年報2016」による「年度」データを集計。2007～2016年は「年」データを集計。
 3. 「架空請求」とは、身に覚えのない代金の請求に関するもの。2000年度から集計。
 4. 2007年以降は経由相談のうち「相談窓口」を除いた相談件数を集計。

◆年代別消費生活相談の割合



■ 20歳未満
■ 20歳代
□ 30歳代
□ 40歳代
■ 50歳代
■ 60歳代
■ 70歳以上
□ 不明

若年者の相談割合が減少する一方で、高齢者の相談割合が増加

出所) 国民生活センター『消費生活年報2017』より作成

◆年代別消費生活相談の内容(2016年)

年代	1位	2位	3位	4位	5位
20歳未満	デジタルコンテンツ	他の健康食品	テレビ放送サービス	商品一般	不動産貸借
20歳代	デジタルコンテンツ	不動産貸借	エステティックサービス	フリーローン・サラ金	インターネット接続回線
30歳代	デジタルコンテンツ	不動産貸借	フリーローン・サラ金	インターネット接続回線	商品一般
40歳代	デジタルコンテンツ	不動産貸借	インターネット接続回線	フリーローン・サラ金	商品一般
50歳代	デジタルコンテンツ	インターネット接続回線	商品一般	不動産貸借	フリーローン・サラ金
60歳代	デジタルコンテンツ	インターネット接続回線	商品一般	工事・建築	フリーローン・サラ金
70歳代	デジタルコンテンツ	商品一般	インターネット接続回線	工事・建築	社会保険
80歳代	商品一般	工事・建築	デジタルコンテンツ	新聞	他の健康食品

デジタルコンテンツ、インターネット接続回線、不動産貸借、フリーローン・サラ金など

2 学生等、若者の消費生活相談

◆小・中・高・大学生等の消費生活相談(2016年)

順位	小学生		中学生		高校生		大学生等	
	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数
	総件数	1,816	総件数	4,231	総件数	6,003	総件数	16,914
1	デジタルコンテンツ	1,507	デジタルコンテンツ	3,099	デジタルコンテンツ	2,840	デジタルコンテンツ	4,440
2	他の玩具・遊具	27	他の健康食品	124	他の健康食品	421	不動産貸借	907
3	商品一般	19	商品一般	76	基礎化粧品	156	テレビ放送サービス	906
4	電子ゲームソフト	18	健康食品(全般)	42	健康食品(全般)	129	インターネット接続回線	834
5	歯科治療	16	学習塾	39	商品一般	122	エステティックサービス	713
6	スポーツ・健康教室	12	基礎化粧品	36	コンサート	91	商品一般	400
7	携帯電話サービス	11	携帯電話サービス	29	相談その他(全般)	86	他の健康食品	303
8	医療サービス	10	野菜飲料 コンサート	28	酵素食品	85	役務その他サービス	282
9	他の健康食品 電子ゲーム玩具 遊興施設利用	8	携帯電話	27	野菜飲料	82	モバイルデータ通信	277
10	相談その他(全般)	7	酵素食品	25	携帯電話サービス	72	興信所	273

(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2017年3月31日までの登録分)。
2. 「他の学生」を「大学生等」としている。

出所)消費者庁『平成29年版 消費者白書』

◆若い男性に多い消費生活相談(2016年、小分類別)

男性						
	15-19歳		20-24歳		25-29歳	
	件数	8,369	件数	18,461	件数	17,960
1	アダルト情報サイト	2,660	アダルト情報サイト	2,025	賃貸アパート	1,650
2	デジタルコンテンツ(全般)	507	賃貸アパート	1,080	アダルト情報サイト	1,420
3	テレビ放送サービス(全般)	337	フリーローン・サラ金	1,074	フリーローン・サラ金	1,068
4	オンラインゲーム	310	デジタルコンテンツ(全般)	851	デジタルコンテンツ(全般)	911
5	他のデジタルコンテンツ	267	商品一般	649	光ファイバー	613
6	出会い系サイト	227	光ファイバー	618	普通・小型自動車	570
7	商品一般	191	普通・小型自動車	608	商品一般	554
8	賃貸アパート	150	出会い系サイト	550	他のデジタルコンテンツ	453
9	普通・小型自動車	141	他の内職・副業	536	出会い系サイト	384
10	光ファイバー	141	他のデジタルコンテンツ	494	モバイルデータ通信	379
11	携帯電話サービス	116	携帯電話サービス	390	携帯電話サービス	371
12	相談その他(全般)	106	モバイルデータ通信	357	結婚式	280
13	新聞	104	役務その他サービス	289	オンラインゲーム	267
14	オートバイ	92	興信所	283	役務その他サービス	256
15	ビジネス教室	88	テレビ放送サービス(全般)	278	インターネット接続回線(全般)	248

(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2017年3月31日までの登録分)。

2. 品目は商品キーワード(小分類)。

3. 相談件数が同数のものは、キーワード順になっている。

**インターネット利用関連(アダルト情報サイト等)、
賃貸アパート、フリーローン・サラ金、
普通・小型自動車など**

◆若い女性に多い消費生活相談(2016年、小分類別)

女性						
15-19歳			20-24歳		25-29歳	
	件数		件数		件数	
	7,640		20,656		20,131	
1	アダルト情報サイト	1,559	アダルト情報サイト	2,000	賃貸アパート	1,740
2	他の健康食品	719	賃貸アパート	1,188	アダルト情報サイト	1,360
3	デジタルコンテンツ(全般)	496	デジタルコンテンツ(全般)	1,028	デジタルコンテンツ(全般)	1,100
4	他のデジタルコンテンツ	268	脱毛エステ	913	他のデジタルコンテンツ	589
5	テレビ放送サービス(全般)	251	出会い系サイト	617	商品一般	578
6	健康食品(全般)	233	他のデジタルコンテンツ	531	出会い系サイト	570
7	酵素食品	174	商品一般	527	フリーローン・サラ金	509
8	野菜飲料	162	他の健康食品	524	光ファイバー	461
9	賃貸アパート	155	モバイルデータ通信	504	モバイルデータ通信	457
10	商品一般	139	痩身エステ	475	携帯電話サービス	432
11	コンサート	134	他の内職・副業	417	脱毛エステ	411
12	脱毛エステ	109	美顔エステ	407	他の健康食品	407
13	携帯電話サービス	107	興信所	405	結婚式	367
14	出会い系サイト	105	光ファイバー	401	医療サービス	311
15	相談その他(全般)	104	フリーローン・サラ金	389	興信所	294

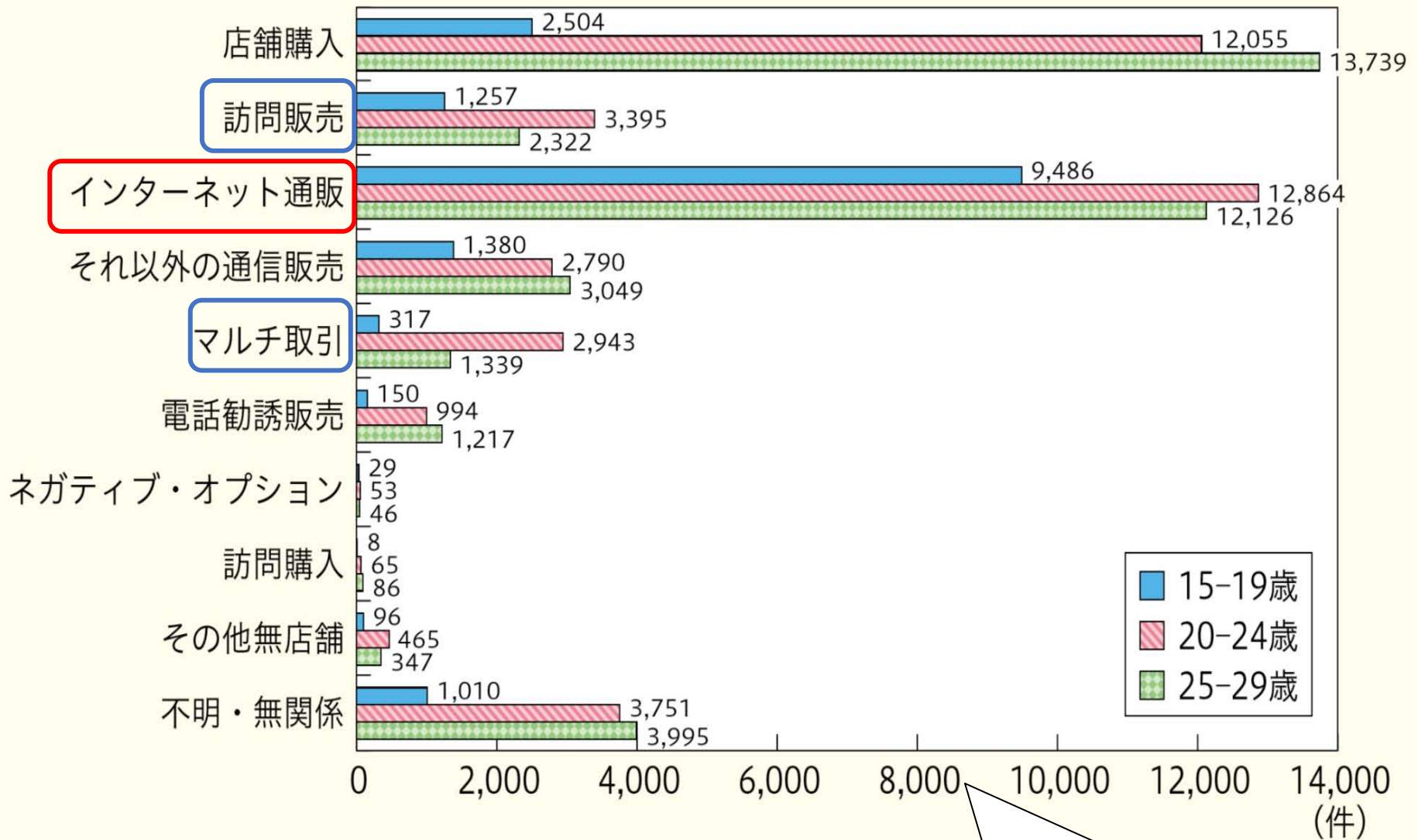
(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2017年3月31日までの登録分)

2. 品目は商品キーワード(小分類)。

3. 相談件数が同数のものは、キーワード順になっている。

**インターネット利用関連(アダルト情報サイト等)、
賃貸アパート、ダイエット・エステ関連など**

◆若者の消費生活相談にみる購入形態（2016年）



（備考） PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2017年3月31日までの登録分）。

インターネット通販、マルチ取引、訪問販売（キャッチセールス他）など

3 学生等、若者に多い消費者被害(事例)

◆アダルト情報サイト、デジタルコンテンツ

- ・アダルトサイトを見ようとしたら**登録完了**という画面が出て高額な支払いを求められた
- ・インターネット動画を見ていたら、突然アダルトサイトに接続した
- ・無料アダルトサイトを検索していたら**有料**アダルトサイトに登録された
- ・アダルトサイトの料金が**未納**というメールが送られてきた
- ・アダルトサイトの**不当請求のトラブルを解決するためにインターネットで検索した相談先に電話をすると探偵業者**だった
- ・**出会い系サイト**のメールのやり取りを通して、高額な料金を請求された。
- ・**内職サイト**へ登録してから、出会い系サイトからメールが届くようになった
- ・一度**占いサイト**を利用したら、占い師から何度も連絡が入るようになり、やり取りを重ねるうちに高額な料金を請求された

◆アダルト情報サイト、デジタルコンテンツ

不当なアダルトサイトの料金の請求を受けたので、電話をすると、事業者から「利用規約を読んだのか。利用規約に則って問題なく登録は完了している」と言われた。「読んでいない」と言うと年齢を聞かれた。「19歳だ」と答えると「ID番号を言え」と言われた。ID番号がわからなかったので電話を切り、架けなおした。すると「勝手に電話を切った」と言って相手が怒っていた。電話をかけて事情を話したが、生年月日を聞かれ、「とりあえずコンビニでプリペイド型電子マネーを5万円分購入してから電話してくるように」と指示された。

出所)東京都消費生活総合センターHP「テーマ別分析／平成28年度_アダルト情報サイト、デジタルコンテンツ@」参照

アダルト情報サイトのトラブルを解決しようとインターネットで相談先や解決方法を検索し、「無料相談」「返金可能」をうたう窓口に相談したところ、実際には探偵業者に「アダルトサイト業者の調査」を数万円で依頼しており、アダルトサイト業者からの返金もなかった

出所)国民生活センターHP「『アダルトサイトとのトラブル解決』をうたう探偵業者にご注意！」参照

◆賃貸アパート

- 4年間入居した賃貸アパートを退去したが、**原状回復費**として高額な請求をされ、**敷金が返金されない**。納得できない。
- 2年間居住した賃貸アパートを退去した。当初から傷が付いていた扉の修理代を敷金から差し引かれ不満だ。返金してほしい。
- 半年で賃貸アパートを退去したら畳と襖の修理代を強引に請求された。汚していないのに修理費用を請求するのはおかしい。返金してほしい。

出所) 国民生活センターや各地の消費生活センター等が提供している情報をもとに作成した。

◆自動車

- 現状渡し(保証なし・整備なし)で**中古車**を購入したところ、納車1週間でエンジンランプが点灯し、トラブルが生じた。販売店に無償修理を求めたところ、「販売時には、分からなかった不具合だ。現状渡しなので、修理は有償になる。」と言われた。

出所) 国民生活センターや各地の消費生活センター等が提供している情報をもとに作成した。

◆健康食品、美容医療

- ・インターネット通信販売で、1回限りの「お試し」のつもりでダイエットサプリメントを注文したら、定期購入になっていた。2回目以降をやめたい
- ・無料脱毛のチケットをもらい出かけたクリニックで、高額の全身脱毛をクレジット契約してしまったが、解約したい
- ・ケミカルピーリングの施術により、顔中に発疹が出た
- ・包茎手術をしたが、高額な上、手術結果に納得できない

出所) 国民生活センターや各地の消費生活センター等が提供している情報をもとに作成した。

1カ月前、太腿が気になり、ネット広告を見て、脂肪吸引の相談に出向いた。私は相談だけのつもりだったが、カウンセラーに「どうせやるなら 全身の脂肪吸引をしたらどうか。今日手術を受けるなら特別に安くする」と2時間以上勧誘を受けた。「学生でお金がない」と断ったが、医療クレジットの与信が通るとわかり、断り切れなくなった。医師が来て「全身麻酔で腹部2か所、臀部・太腿・ふくらはぎの全16か所」から脂肪吸引を受けた。(中略)3週間ほど経過したが、両太腿の後方と内側が引きつれていて、下が鉄板が入っているように固く痛い。体型も体重も変化がない。

出所) 東京都消費生活総合センターHP「テーマ別分析／平成28年度_若者」参照

◆インターネット通信販売

- ・先に代金を入金したが品物が届かず、販売者に連絡がつかない
- ・写真とイメージが違いすぎるが返品・交換を受け付けてもらえない
- ・インターネット通信販売で、1回限りの「お試し」のつもりでダイエットサプリメントを注文したら**定期購入**になっていた。2回目以降をやめたい

出所) 国民生活センターや各地の消費生活センター等が提供している情報をもとに作成した。



(備考) 国民生活センター公表資料(2016年6月16日)から一部引用。

SNSを閲覧中、掲載されていたダイエット食品のアフィリエイト広告に興味をもちクリックした。有名タレントの成功例なども記載されており、いまだけ980円であったので、お試しのつもりで注文した。3週間程たって継続するかどうか迷っていたところ再度商品が届き、3,980円の請求があった。定期購入だとは気づかず申込をしたが、3,980円なら解約したい。

出所) 国民生活センターや各地の消費生活センター等が提供している情報をもとに作成した。

◆マルチ取引(ネットワークビジネス)×ローン

- ・友人に必ずもうかると誘われ、**学生ローン**を利用して**投資用教材**の購入を契約したが、返済も困難なので解約し返金してほしい
- ・**SNS**で知った女性に連れて行かれた事務所で**自己啓発セミナー**の契約を勧められ**借金**で会費を払うよう言われた
- ・友人から、インターネット上で**仮想通貨**で儲けるビジネスに誘われ、断り切れず**消費者金融**で100万円の借金をして契約したが、返済できるか不安

出所)国民生活センターや各地の消費生活センター等が提供している情報をもとに作成した。

高校時代の友人に「就職活動に役立つセミナーに行こう。」と誘われ出向いたところ、先物取引に関するネットワークビジネスの説明会だった。その場で、先物取引のノウハウが入ったUSBを50万円で購入するよう勧められ、かつ勧誘した人が会員になれば3万円の報酬があると言われた。お金がないと伝えたが学生ローンで借りるよう言われ、断りにくい雰囲気だったため、仕方なく50万円を借りて支払った。しかし、先物取引が就職活動に役立つとは思えないし、友人を勧誘したが断られた。借金の返済が困難なので解約したい。

出所)東京都消費生活総合センターHP「大学生を狙う悪質な事業者に要注意！」参照

◆タレント・モデル契約

- ・オーディションの合否にかかわらず高額なマネジメント契約やタレント養成教室等の契約を求められる
- ・プロフィール写真のために必要と高額な撮影料を請求される
- ・仕事に必要なだからと高額なエステ契約をさせられる
- ・高額な契約をしたものの仕事を紹介されない
- ・モデル事務所の面接に行ったところ、アダルトDVDへの出演を勧められた

出所)消費者庁『平成29年版 消費者白書』

インターネットで見つけた芸能事務所のオーディションに合格し、事務所と契約したところ、芸能スクールへ通うための高額な入学金や月謝を要求された

モデル事務所のホームページにあった「絵画モデル、手や足の撮影モデルで高収入が得られる」との募集を見て面接に行ったら、アダルトDVDへの出演を勧められた。

出所)消費者庁・国民生活センター「タレント・モデル契約のトラブルに注意！！」

◆SNS×個人間取引、マルチ取引、インターネット通販

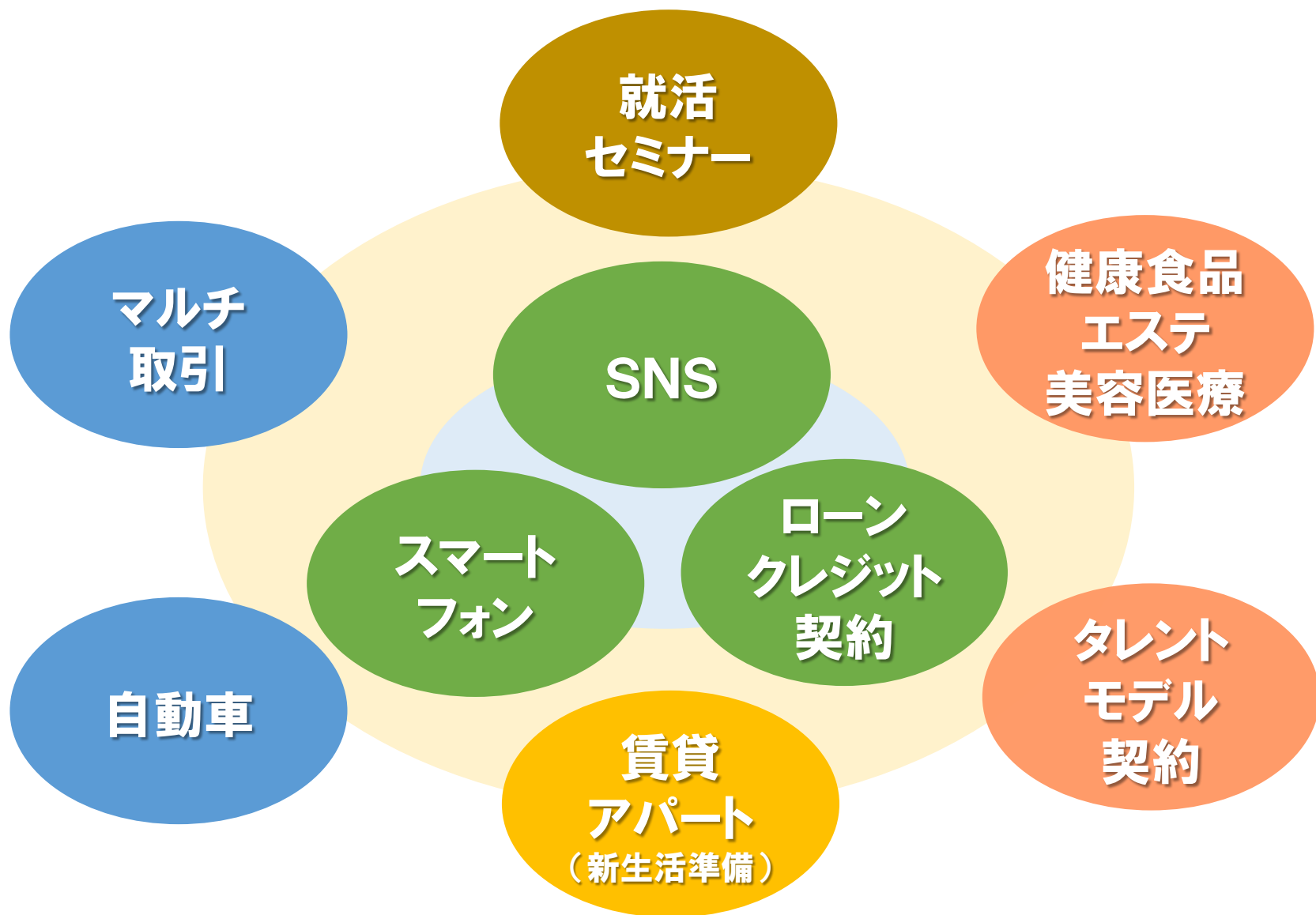
- ・SNSで知り合った人からコンサートチケットを譲り受ける約束をして代金を支払ったが、相手と連絡が取れなくなった
- ・SNSで個人からバイクを買う約束をし、代金を支払ったが商品が届かない
- ・SNSで知り合った人にもうかる情報があると言われ、投資用教材を購入したがもうからなかった
- ・SNSのアフィリエイト広告をクリックしてつながった健康食品を購入したが効果がみられない
- ・SNSでのやりとりで提供した個人情報¹⁾が他人の契約に悪用された

出所)消費者庁『平成29年版 消費者白書』

SNSで、送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトを紹介され、身分証明書の画像など個人情報を相手に送ったところ、知らない間に自分の名義で携帯電話が契約されていた。

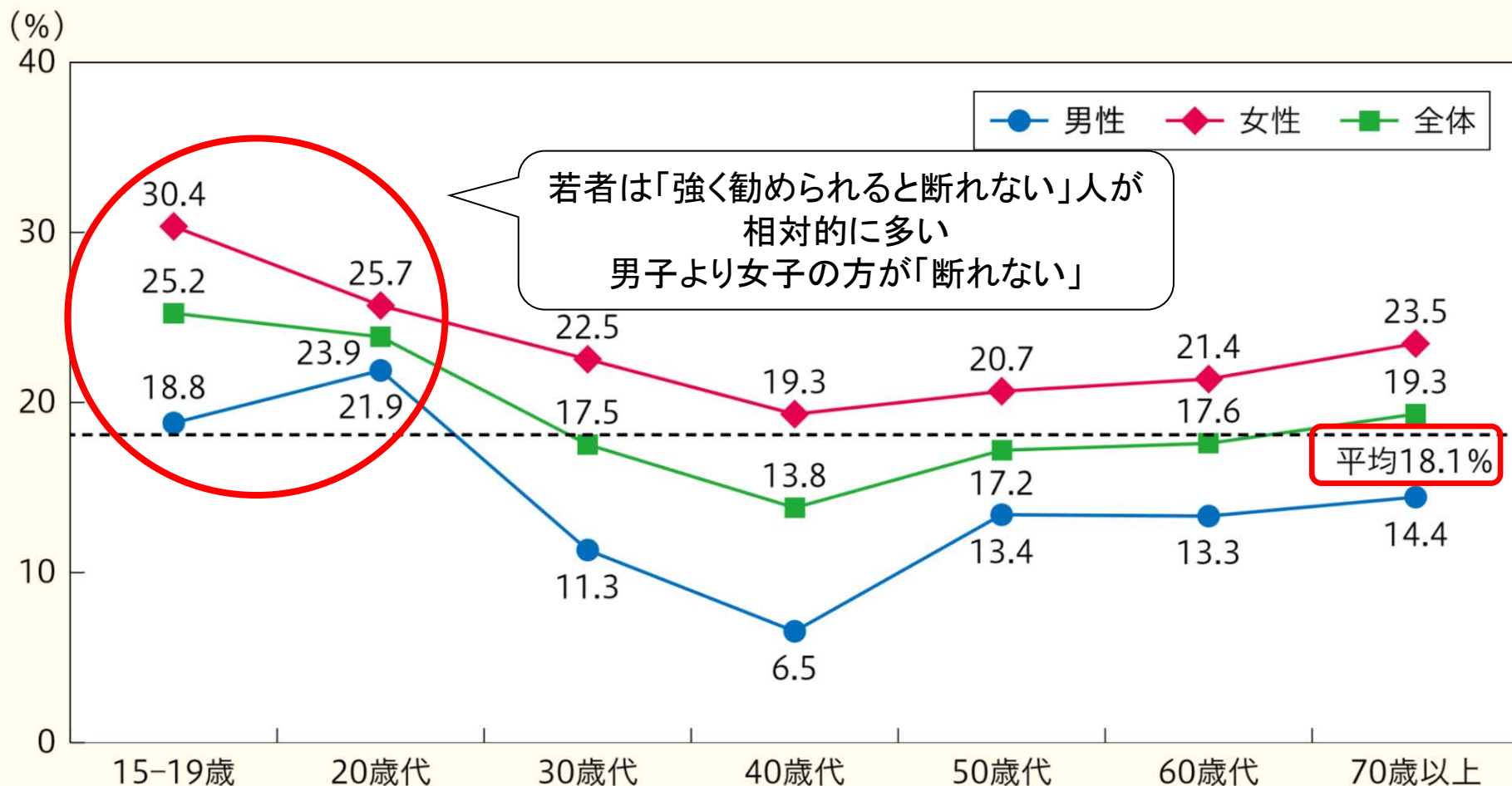
出所)消費者庁『平成29年版 消費者白書』

◆学生等、若者に多い消費者被害に関連するキーワード



4 学生等、若者の消費者被害への対応

◆強く勧められると断れない人の割合



(備考) 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」(2016年度)より作成。
2. 「あなた自身の消費行動について、「強く勧められると断れない」はどの程度当てはまりますか。」との問いに対して、「かなり当てはまる」、又は「ある程度当てはまる」と回答した人の割合。

◆トラブルに遭った時の相談先

20代前半の女性は「誰にも頼らない」人が多い

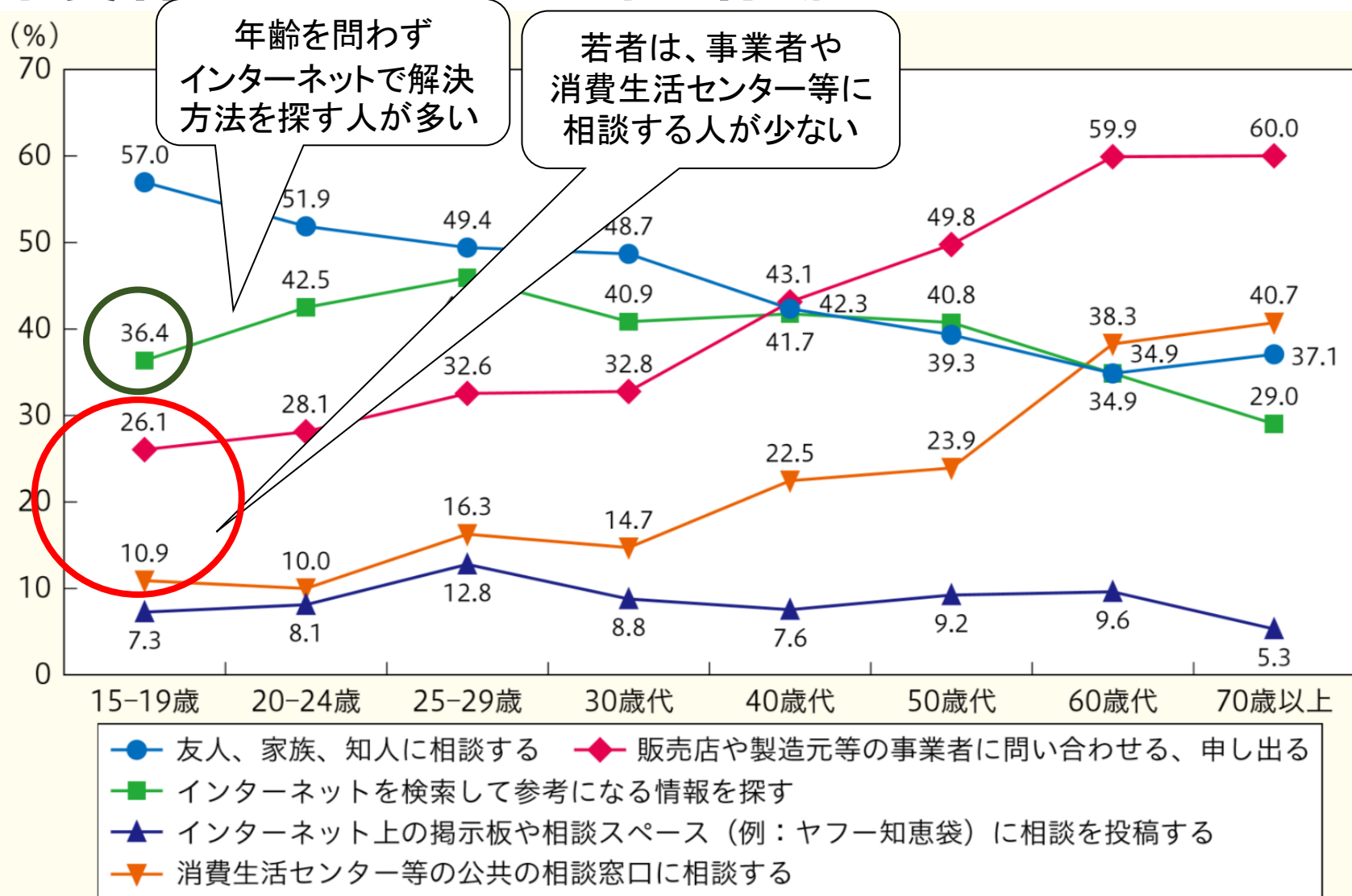
10代後半では「友人」に相談する人も多い



若者は「親」に相談

(備考) 1. 消費者庁「消費生活に関する意識調査」(2016年度)により作成。
 2. 「暮らしの中で困ったりトラブルに遭ったりしたとき、あなたが主に頼るのは誰ですか。」との問に対する回答。
 3. 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

◆消費者トラブルに遭った際の行動



(備考) 1. 消費者庁「消費生活に関する意識調査」(2016年度)により作成。
 2. 「商品の購入やサービスの利用でトラブルに遭った際、あなたはどのような行動をとりますか。」との問に対する回答(複数回答可)。

5 学生等、若者への消費者教育の推進

◆大学等及び社会教育における消費者教育の指針(2011年)

<消費者教育の目的>

- ①消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して消費者被害等の**危機回避能力**、**生活設計能力**、**問題解決能力**をはぐくむ。
- ②**他者や社会とのかかわり**において意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して**倫理観**を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③消費を、**持続可能な社会を実現するための重要な要素**として認識し、**持続可能な社会**を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

<大学等の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1)学生への**生活支援**
- (2)自立した消費者及び職業人並びに消費生活に係る専門的人材の育成
- (3)生涯学習拠点としての**地域貢献**
- (4)大学組織の**危機管理**

◆消費者教育推進法(2012年)

<目的>

(第1条)

**消費者教育を総合的・一体的に推進し、
消費生活の安定と向上をはかる**

「消費者教育」とは(第2条)

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及び啓発活動

(消費者が主体的に**消費者市民社会の形成**に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)



「消費者市民社会」とは(第2条の2)

消費者が、個々の消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ**持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会**



◆消費者教育推進法(2012年)

＜大学等における消費者教育の推進＞

(第12条)

国及び地方公共団体は、大学等において消費者教育が適切に行われるようにするため、

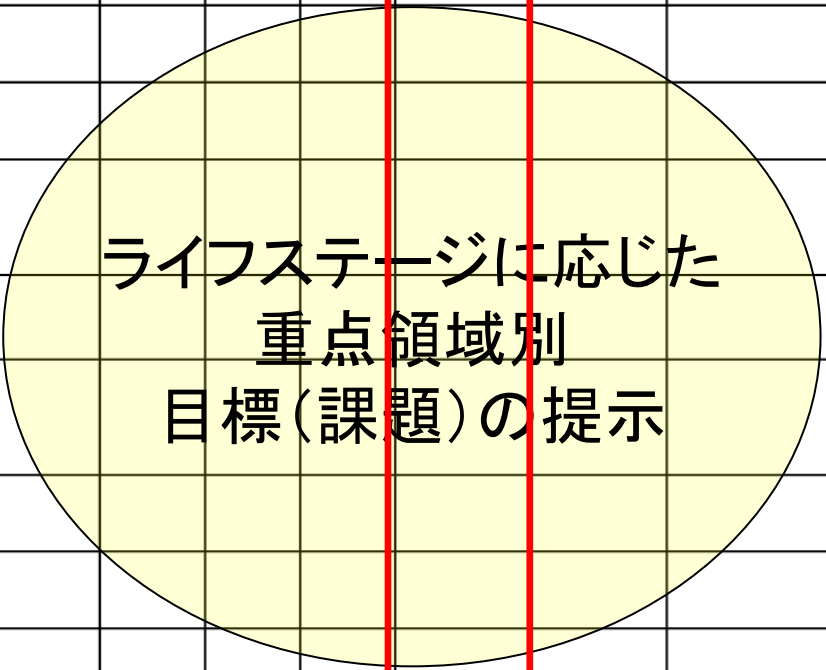
大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、

学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

◆消費者教育の体系イメージマップ(2013年)

重点領域		各期の特徴						
		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
						特に若者	成人一般	特に高齢者
消費者 市民社会 の構築	消費者がもつ影響力の理解							
	持続可能な消費の実践							
	消費者の参画・協働							
商品等の 安全	商品安全の理解と危険を回避する能力							
	トラブル対応能力							
生活の 管理と 契約	選択し、契約することへの理解と考える態度							
	生活を設計・管理する能力							
情報と メディア	情報の収集・発信・活用能力							
	情報社会のルールや情報モラルの理解							
	消費生活情報に対する批判的思考力							



	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	成人一般	特に高齢者	
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
重点領域								
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持とう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう	
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう	
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知らう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう	
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすいう社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう	商品やサービスの選び方、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう	契約とそのルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう	主体的に生活設計を立ててみよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し、支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を深めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

出所) 消費者教育推進のための体系的プログラム研究会「消費者教育の体系イメージマップ」

◆成人期(特に若者)の消費者教育の目標

生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期

消費者市民社会の構築

- **生産・流通・消費・廃棄**が環境、経済や社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう
- **持続可能な社会**を目指したライフスタイルを探そう
- 消費者問題その他の社会課題の解決や、**公正な社会**の形成に向けた行動の場を広げよう

商品等の安全

- **安全**で危険の少ない暮らし方をする習慣を付けよう

生活の管理と契約

- **トラブル解決の法律や制度**、**相談機関**を利用する習慣を付けよう
- **契約の内容・ルール**を理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう
- **生涯を見通した計画的な暮らし**をめざして**生活設計・管理**を実践しよう

情報とメディア

- 情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう
- **情報社会のルールや情報モラル**を守る習慣を身に付けよう
- 消費生活情報を主体的に吟味する習慣を身に付けよう

出所)消費者教育推進のための体系的プログラム研究会「消費者教育の体系イメージマップ」

◆消費者市民の育成に関連するキーワード



◆「消費者市民教育」としての消費者教育で育みたい力

(1) 批判的思考を育む

(2) 問題解決能力を養う

⇒自分や家族を取り巻く問題のみならず、
広く社会問題や環境問題を「自分ごと」化し、
解決に向け、進んで実践する態度を育てる

(3) 自分の意見を表明する態度を育む

⇒意見を伝えることに意味があることについて
自覚を高める

(4) 共に生きることの意味を認識する

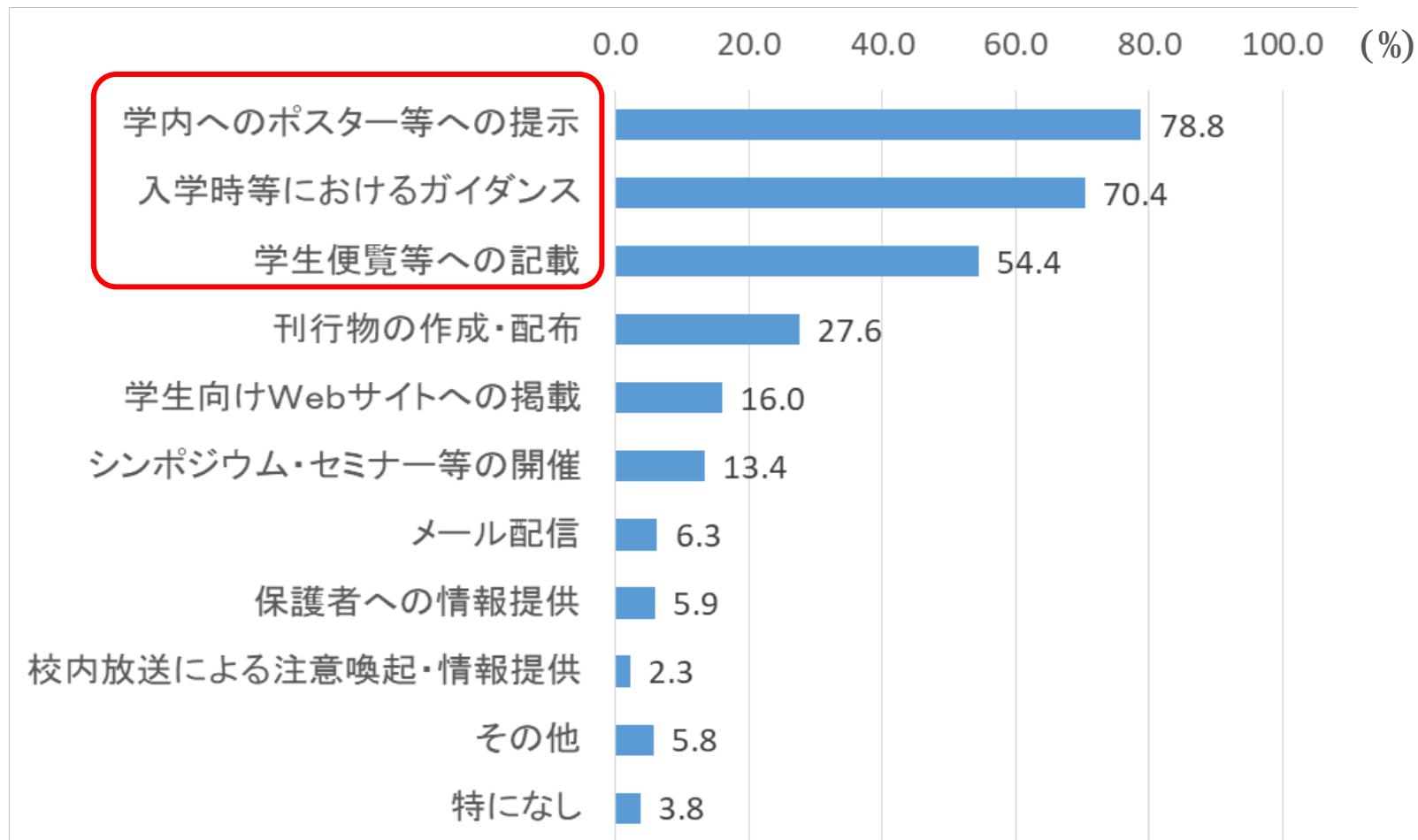
⇒他者への思いやりの心を育むとともに、
他者との合意形成や協働のしかたを体験的に習得させる

自分自身と家族
と社会全体の
よりよい生活を
創造するために
主体的に
行動できる力

6 大学等における消費者教育の実態

◆学生に対する啓発・情報提供

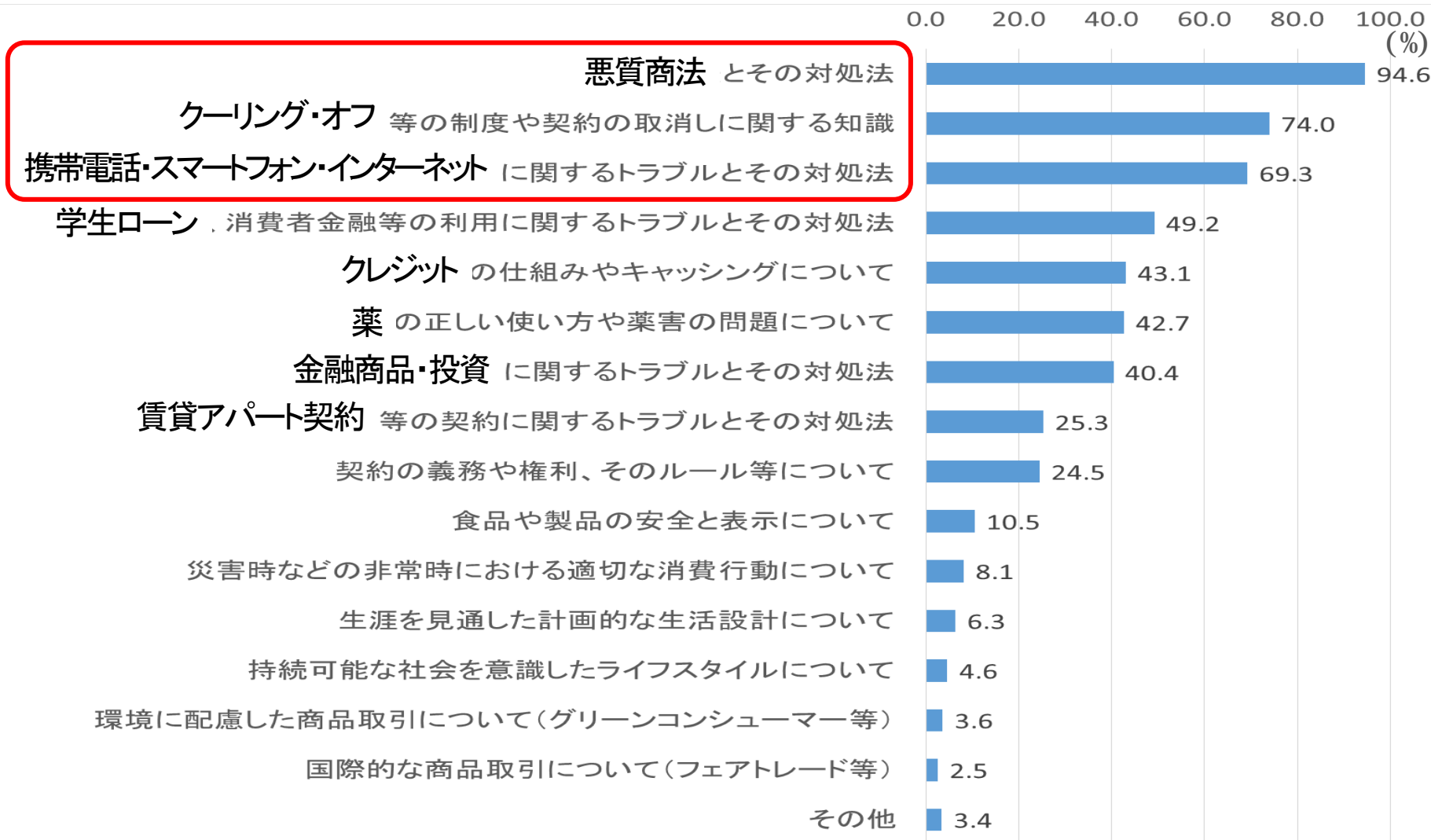
「消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っていますか。」



出所) 文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指してー平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえてー」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

◆学生に対する啓発・情報提供の内容

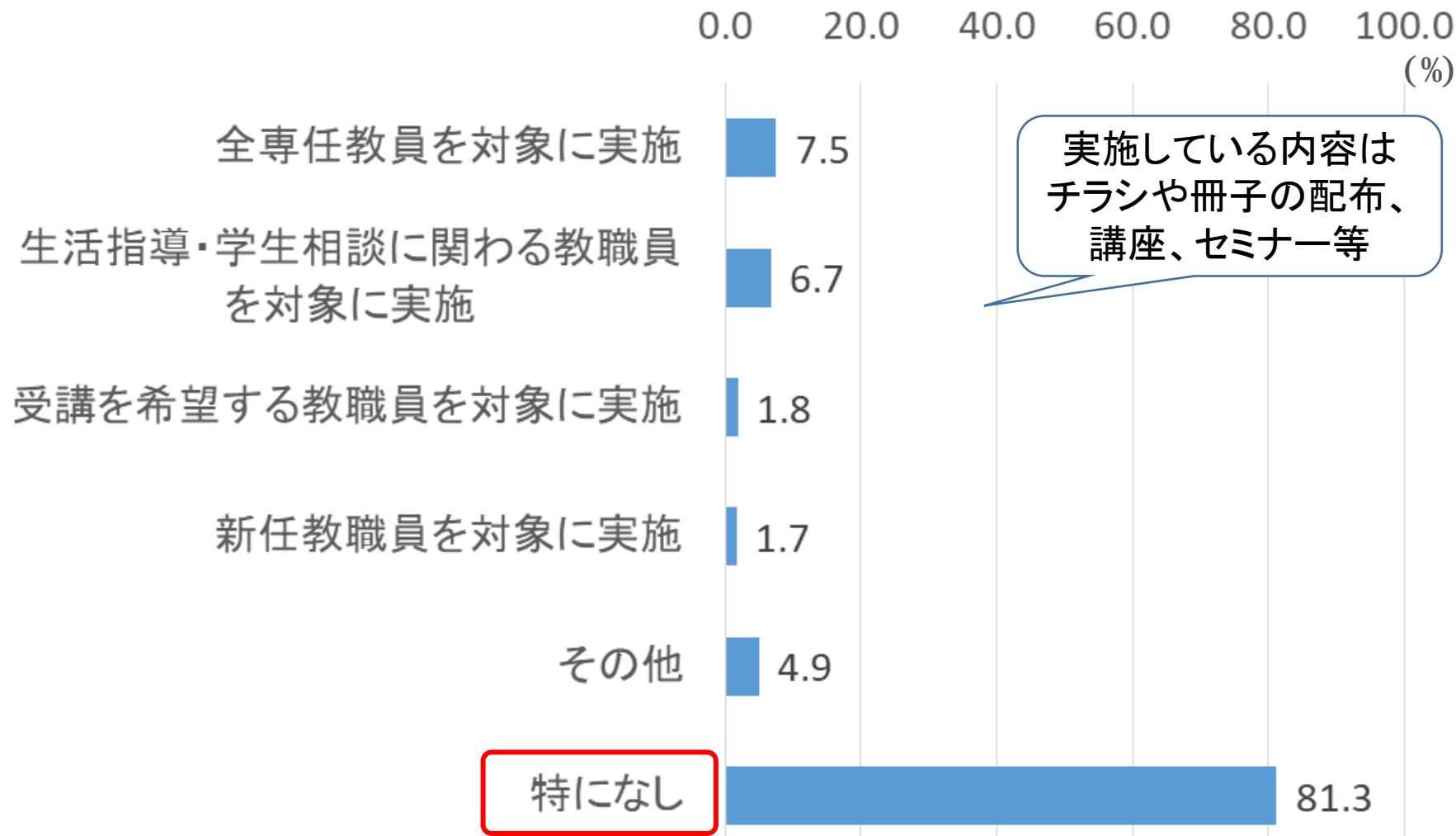
「消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っていますか。」



出所)文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指してー平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえてー」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

◆教職員に対する啓発・情報提供

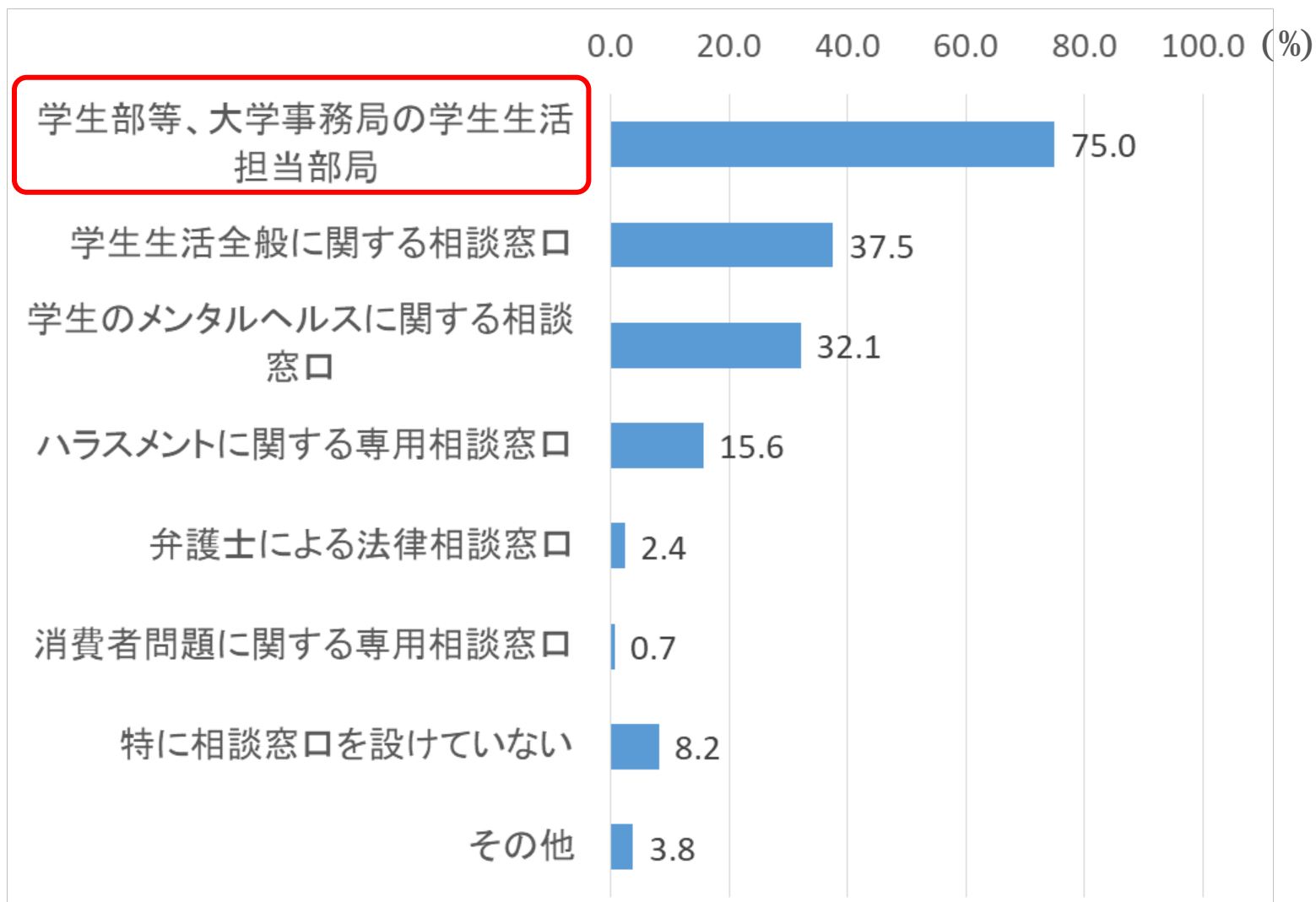
「教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っていますか。」



出所) 文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指してー平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえてー」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

◆学生に対する消費者問題の相談窓口

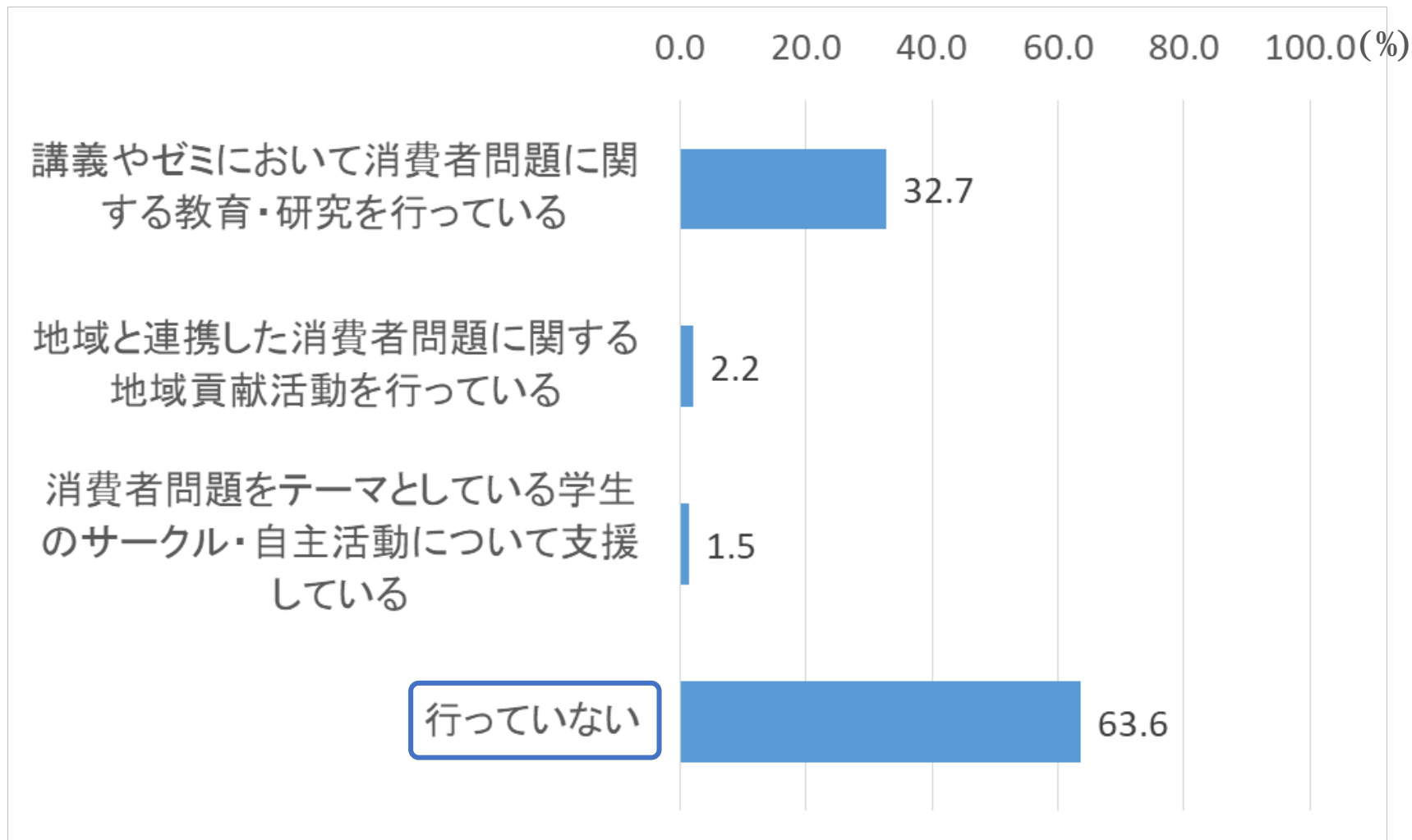
「学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応していますか。」



出所) 文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指して一平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえて一」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

◆学生に対する啓発・情報提供

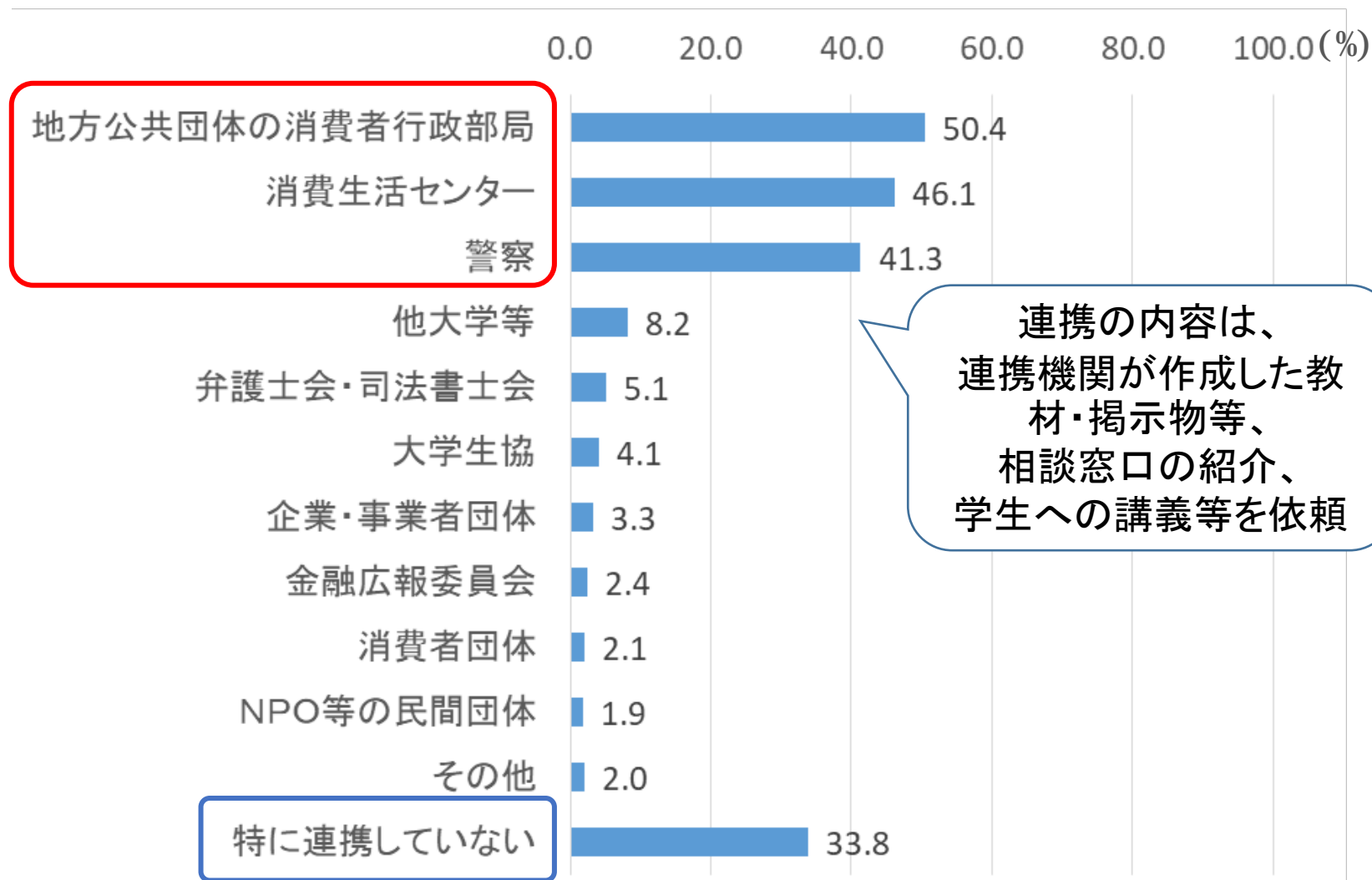
「消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っていますか」



出所) 文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指してー平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえてー」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

◆他機関との連携

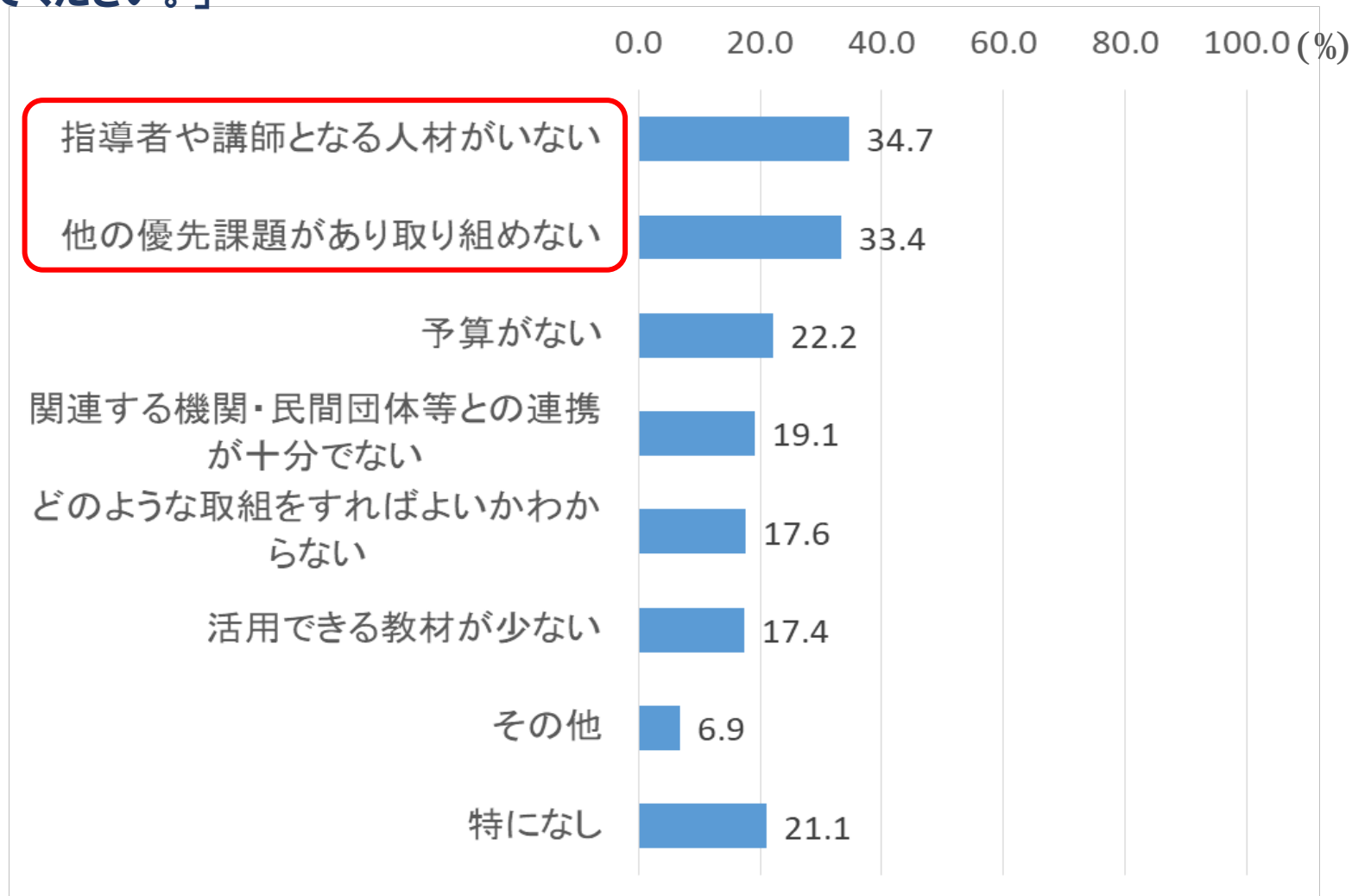
「学生の消費者問題に関する対応について、どのような機関と連携していますか。」



出所) 文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指してー平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえてー」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

◆消費者教育の推進における課題

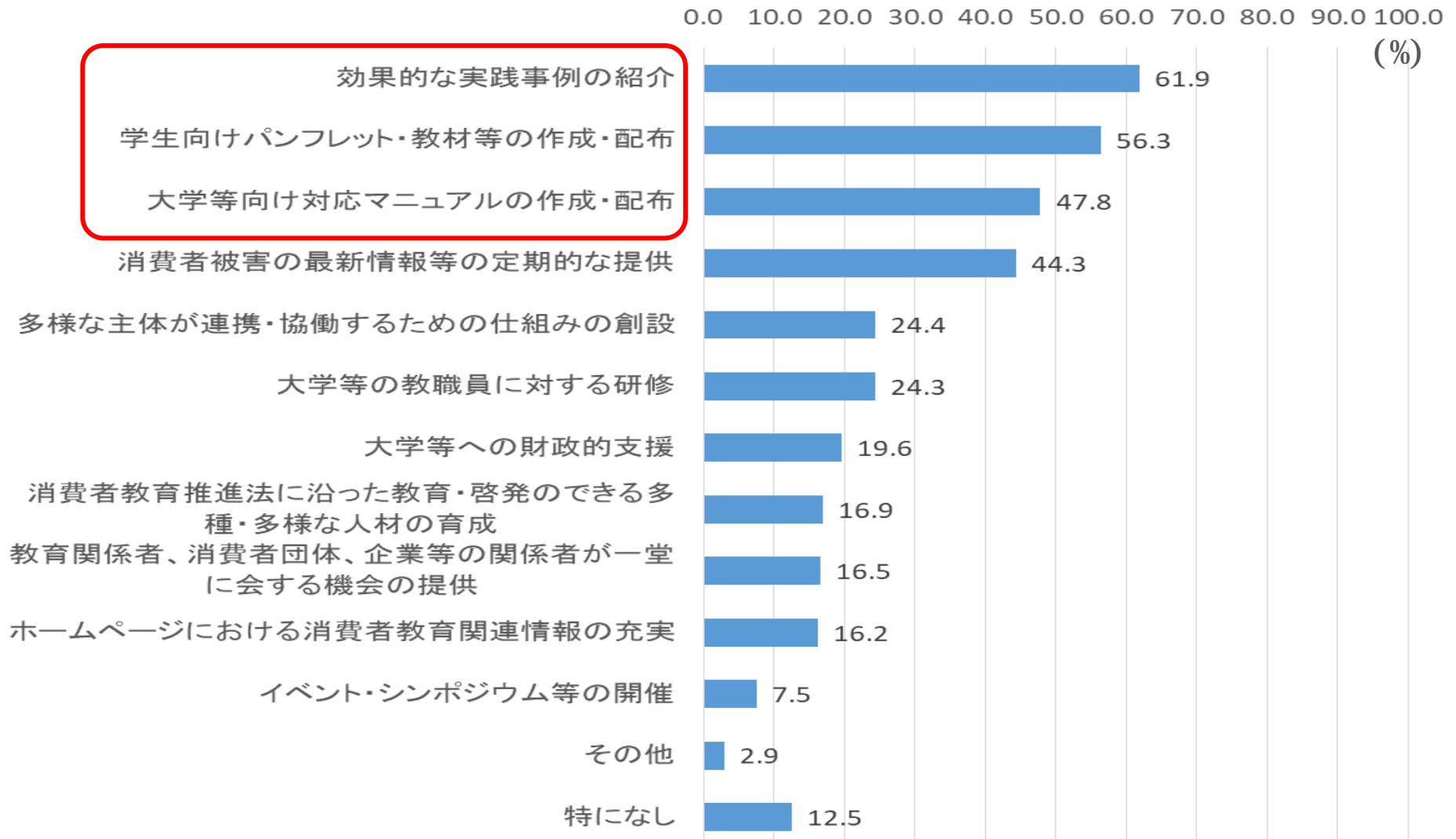
「貴学において、消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていることについて教えてください。」



出所) 文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指してー平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえてー」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

◆課題解決のために必要なこと

「課題の解決のために必要と考えることについて、教えてください。」



出所) 文部科学省「地域における様々な主体の連携と協働を目指してー平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』を踏まえてー」(平成25年度消費者教育の取組状況に関する調査のフォローアップ調査結果)

7 学生の消費者被害防止のための消費者教育

◆消費者被害への対症療法(相談・救済)

学内の相談体制の整備

- … 学生部等
- … その他の相談窓口

応急
処置

+

専門機関へ
つなぐ

地域の消費生活センター等の活用

- … 消費生活センター(消費者センター)等
- … 警察等、他の専門機関

「消費者ホットライン」の案内・普及

消費者ホットライン **188** い や や い や や!
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

出所)国民生活センターホームページ

◆消費者被害の未然防止(教育・啓発)

消費者教育の機会の拡充

- … 新入生オリエンテーション等
- … 授業(全学共通科目、教養教育科目、専門教育科目／講義、演習)
- … イベント(大学祭、セミナー・フォーラム等)
- … 教材(啓発用チラシ、ポスター等)

アクティブ
ラーニング

消費者教育・啓発の担い手の発掘・育成・確保

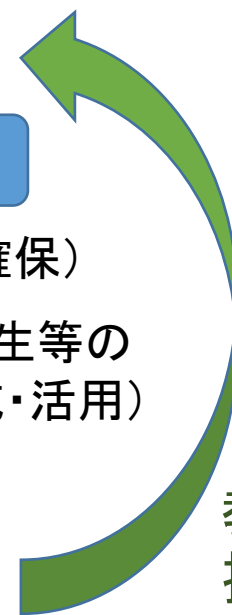
- … 教職員(学内人材の発掘・活用、研修等による育成・確保)
- … 学生(消費生活関連サークル、消費生活関連ゼミの学生等の育成・活用)
- … 専門家(出張講座の利用、連携機関の確保)

他機関との連携

- … 消費生活センター、他の専門機関、消費者団体、事業者等
- … 消費者庁、国民生活センター、大学生協、金融広報委員会等

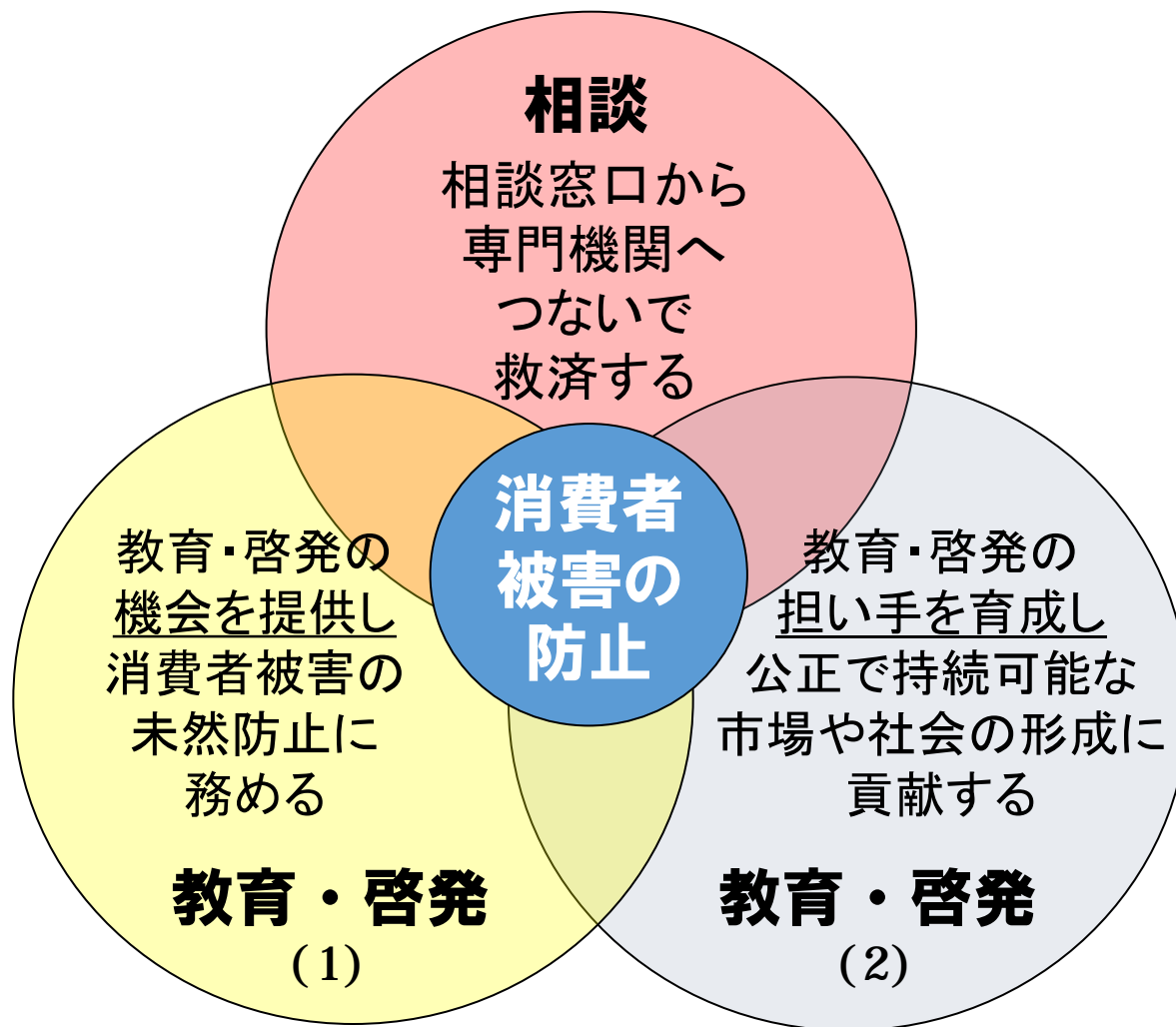


出張
講座



教材
提供

◆学生の消費者被害の防止と消費者教育



消費者の自立の支援

消費者市民社会の形成